

令和6年7月26日

各 事 業 主 様

広島県教育委員会教育長
広島県環境県民局長
広島県商工労働局長

令和7年3月高等学校等新規卒業者の採用選考について（お願い）

本県の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校（高等課程）及び外国人学校の新規卒業者の就職につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、事業主の皆様におかれましては、従来から新規卒業者の雇用枠の拡大をはじめとする就職環境の充実について、また、早期採用選考の防止及び就職の機会均等の確保について御協力をいただきありがとうございます。

本年度におきましても、引き続き、高等学校等の新規卒業者の就職に格別の御配慮を賜りますとともに、次の事項に十分御留意いただき、公正な採用選考が行われますよう御協力をお願い申し上げます。

- 1 生徒一人一人に対して広く門戸を開き、性別、本籍、国籍、障害の有無等や、高等学校等の全日制・定時制・通信制の別及び公立・私立等の別等により不公正な取扱いをしない。
- 2 本県における高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部、専修学校（高等課程）及び外国人学校の新規卒業者の応募書類は、「全国高等学校統一用紙」のみとし、社用紙等の提出は求めない。また、パソコン入力により作成された応募書類が提出される場合にも、手書きの応募書類と同様に公平に取り扱う。
- 3 選考に当たっては、面接において応募者の本籍、国籍、家族の職業、家庭の資産等について質問したり、作文において生活環境や思想・信条に及ぶ課題を課したりしない。また、身元調査については、適性・能力とは関係のない事柄で採否判断することとなり、応募者の人権を侵害することになるので絶対に行わない。
- 4 採用選考時に健康診断を実施することは、職務遂行能力等応募者の適性・能力を判断する上で特に必要かどうか慎重に検討する。特に、血液検査は実施しない。
なお、健康診断を実施しようとする場合は、検査の種類と職務内容との相関性やその必要性をあらかじめ学校と応募者に説明する。
- 5 採用内定者の扱いについて
 - (1) 採用内定者から提出させる書類は、応諾の請書又は入社承諾書のみとすること。
 - (2) 入社後に必要とする書類は、採用内定期間中に提出を求めないこと。
 - (3) 卒業前の出社要請等については、学校教育上の仕上げの時期であるため勉学に専念できるよう配慮し、やむを得ず出社を要請する場合は、当該校に必ず連絡すること。なお、卒業式までの間は、生徒が社会へ巣立つための準備期間であるため、卒業式以前には、見習い・実習などいかなる名目でも就業させないこと。また、入職については、できる限り4月1日以降とするよう配慮すること。（特別支援学校が内定後授業として行う職場実習は、この限りではない。）

なお、新規卒業者に対する採用内定取消しは、生徒本人並びに家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えるとともに、社会全体に対しても大きな不安を与えます。こうした現状を御理解いただき、採用内定取消しの防止について、御協力をお願いします。